

熱気球操縦技能証明認定制度

1. 目的

日本気球連盟が、熱気球操縦を行おうとする者、及び操縦練習を行おうとする者の経験・知識・技能・適性を審査・判定・証明し、責任の所在及び範囲を定め、我が国の気球スポーツ航空の健全な発達と普及を図ることを目的とする。

2. 概要

- ・熱気球操縦技能証明の申請者は、熱気球操縦技能証明が各自の責任の所在及び範囲を明確に表示し、並びに実行する事を定めた日本気球連盟の自主的規制であることを理解する。
- ・熱気球操縦技能証明は気球に関する経験・知識及び年齢等一定条件を満たす者が申請する。
- ・熱気球操縦技能証明は日本気球連盟安全委員会により一定基準に基づく経験・知識・技能・適性の審査を受け、その基準を満たしている場合認定される。
- ・熱気球操縦技能証明を有する者は、気球の運行管理を行い、日本気球連盟の定める安全基準を遵守して飛行を行い、飛行に際し必要書類を作成保管する。
- ・日本気球連盟の発行する熱気球操縦技能証明が、限定された条件を越えて使用されたり、著しく安全を阻害する恐れのある行為等に使用された場合、日本気球連盟は熱気球操縦技能証明を停止又は取消を行うことができる。

3. 適用範囲

日本気球連盟に所属するスチューデントパイロット(Pu/t)及びパイロット。

1) スチューデントパイロット(Pu/t)

スチューデントパイロットとは、下記第 4.項の条件を満たし熱気球操縦技能証明の取得を志す者をいう。

2) パイロット

パイロットとは、有効な日本気球連盟正会員の資格を持ち、熱気球操縦技能証明の所有者をいう。

3) インストラクター

インストラクターとは、有効な日本気球連盟正会員の資格を持ち、熱気球指導操縦技能証明の所有者をいう。

4. Pu/t の条件

- 1) 満 16 歳以上であること
- 2) 日本気球連盟の正会員もしくは家族会員であること。
- 3) 日本気球連盟に Pu/t 登録していること。

5. 熱気球操縦技能証明発行審査基準

熱気球操縦技能証明は以下の基準を満たす申請者に対して発行される。ただし、安全委員会が不適当と認めた者に対しては発行を行わない場合がある。また、安全委員会が認めた国の有効な技能証、ライセンスを保持している者に対しては下記 4)~7)項は免除する。

- 1) 満 18 歳以上であること。
- 2) 日本気球連盟の正会員であること。
- 3) 下記第 6.項に定められた適性試験(健康診断)項目に適合していること。
- 4) 下記第 7.項に定められた飛行経験を有していること。
- 5) 下記第 8.項に定められた Pu/t 講習会を受講していること。
- 6) 下記第 9.項に定められた筆記試験に合格していること。
- 7) 下記第 10.項に定められた実技試験に合格していること。

6. 適性試験(健康診断)

1) 適性試験(健康診断)項目

- ・視力が両眼で 0.7 以上
- ・色彩識別能力があること。
- ・10m 離れ 90 ホンの音が聞こえる能力があること。
- ・気球を操作するための最低限の運動能力のあること。
- ・精神病、精神薄弱、てんかん持ちでないこと。
- ・アルコール、麻薬、あへん、覚醒剤などの中毒者でないこと。

- 2) 適性試験項目適合の証明
適性試験項目適合の証明は、上記項目を確認した医師の診断書により行う。また、上記項目は日本国の定める運転免許の適性試験項目と同等なため、運転免許証の複写にて、医師の診断書の代替とすることができる。

7. 飛行経験

- 1) Pu/t として以下のトレーニング飛行の経験が必要である。
- 10 回以上、且つ 10 時間以上の同乗訓練飛行。
 - 同乗訓練飛行において離陸地より対地高度 2,000ft 以上の飛行。
 - 1 回以上の単独訓練飛行。
- 2) トレーニング飛行の分類
- 単独訓練飛行
 - 同乗訓練飛行
Pu/t がトレーニングの目的で、インストラクターの同乗による指導のもとで、80%以上の気球の操作を行う飛行。
- 3) トレーニング飛行の定義
- インストラクター、Pu/t ともトレーニングの意志を持って行う飛行。
*したがって、他の目的の飛行(競技、ジョイ、アドベンチャー・・・)とは厳格に区別され、たとえば競技飛行においてトレーニングが行うことはできない。
 - 飛行回数は、インフレ～飛行～デフレーションを行い 1 回とする。
 - 飛行時間は離陸から着陸までの時間とする。
 - 最低 15 分以上の飛行であること。
 - 2 回の同乗訓練飛行の間隔は 15 分以上であること。
 - Pu/t は必ずトレーニングログブックを保持していること。
- 4) 単独訓練飛行を行うための条件
- 満 18 歳以上であること。
 - インストラクター立ち会いのもとに、インストラクター、及び Pu/t 双方の合意のもとに行う。
 - 単独訓練飛行は Pu/t 本人の責任において行われる。すなわち、Pu/t が機長となる。
 - 以下の条件を満たした後にすること。
上記第 7 項の 1). 1. 及び 2. の飛行経験、並びに下記第 8 項の Pu/t 講習会の受講。

8. Pu/t 講習会

- 1) Pu/t 講習会の定義
安全委員会が Pu/t 講習会公認規定に基づき審査し公認した講習会であること。
- 2) 受講資格
Pu/t であること。

9. 筆記試験

- 1) 受験資格
Pu/t
- 2) 合格の条件
日本気球連盟イグザミナー登録者の立ち会いのもとに行い、90%以上の正答率であること。
- 3) 有効期限
筆記試験合格後、申請までの有効期間は 1 年とする。

10. 実技試験

- 1) 受験資格
3 ヶ月以内にインストラクターの推薦を受けた Pu/t。
- 2) 合格の条件
日本気球連盟の定めるイグザミナーにより実技試験を受け合格すること。
- 3) イグザミナーの条件
実技試験を実施するイグザミナーは、過去に当該 Pu/t の同乗訓練飛行の指導を 4 回以上行ったインストラクターと同一人物であってはならない。
- 4) 推薦インストラクターの条件
推薦インストラクターは被推薦 Pu/t の単独訓練飛行の立ち会い、もしくは単独訓練飛行以降の同乗訓練飛行の指導を行ったインストラクターであること。また、推薦日は当該飛行が行なわれた日とする

こと。

- 5) 有効期間
実技試験合格後、申請までの有効期間は3ヶ月とする。
- 6) 費用
実技試験立会い料：5000円(合否にかかわらず、試験ごとに)
イグザミネーター交通費：別途イグザミネーターに実費を支払い

11. 熱気球操縦技能証の失効

以下の場合熱気球操縦技能証は失効する。

- 1) 会員の失効
ただし、期限切れ後3ヶ月間は猶予期間とする。
- 2) 技能証の期限切れ。
ただし、期限切れ後3ヶ月間は猶予期間とする。
- 3) 技能証の停止および、取消。
安全委員会が不相当と認めた場合、日本気球連盟は技能証の停止、取消を行う場合がある。

12. 技能証申請手続き

- 1) 必要書類
 - a. 熱気球操縦技能証明申請書
 - b. 送金を行った郵便振替の払込票兼受領証のコピー(a.に貼り付けのこと)
 - c. 健康診断書もしくは自動車の運転免許証のコピー(a.に貼り付けのこと)
 - d. トレーニングログブック(推薦・試験に各々の署名があること)
 - e. 熱気球操縦技能証明審査基準チェック表
 - f. NKR フライトチェック・シート
 - g. 熱気球操縦技能士筆記試験解答用紙
 - h. 写真1枚(縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入)
- 2) 費用(2004年10月現在)
 - a. 新規登録申請料：20,000円
 - b. 希望する期間分の年会費。ただし、最長5年分とする。
<例>更新料10,000円+希望する期間分の年会費4,000円×○年分
 - c. 振込先：郵便振込：00150-4-100123 日本気球連盟

13. 技能証更新手続き

- 1) 必要書類
 - a. 熱気球操縦技能証明申請書
 - b. 送金を行った郵便振替の払込票兼受領証のコピー(a.に貼り付けのこと)
 - c. 健康診断書もしくは自動車の運転免許証のコピー(a.に貼り付けのこと)
 - d. 写真1枚(縦4.5×横3.5cm。裏面に氏名を記入)
- 2) 費用(2004年10月現在)
 - a. 更新料：10,000円(更新1回につき)
 - b. 希望する期間分の年会費。ただし、最長5年分とする。
<例>更新料10,000円+希望する期間分の年会費4,000円×○年分
 - c. 振込先：郵便振込：00150-4-100123 日本気球連盟

14. 技能証の再登録および再発行について

- 1) 再登録
技能証が失効した場合、再発行には、再登録手続きが必要となる。
再登録料は2万円とする。
- 2) 再発行
技能証紛失等の場合、再発行を行う。
再発行手数料は2千円とする。

以上